
甲州市 まちづくりプラン

(第2次甲州市総合計画)

概要版

豊かな自然
歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち甲州市

平成30年3月

甲州市

計画策定の趣旨

平成17年11月1日に誕生した甲州市(以下「本市」という。)は、平成20年3月に「第1次甲州市総合計画」を策定し、目指す将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」と定め、その実現に向けての取り組みを進めています。また、将来の本市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民総参加で推進しているところです。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まりなど、本市を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、本市に期待される役割は、ますます大きくなっています。

このような厳しい環境の中、本市においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に活かすとともに、市民と行政が協働により各種の政策課題を解決するための仕組みづくりや自主的・主体的な政策展開を可能にする行政経営能力の向上を進めていく必要があります。

一方、平成23年5月には地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定に係る義務づけが廃止され、市町村の基本構想の策定は、各自治体の判断によるものとされました。

しかし、基本構想を含む総合計画は、従来から市の総合的かつ計画的な行財政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も市の最上位計画としての位置づけは変わらないものとし、市民、議会、行政の共有の計画として、市民主体により、計画を策定していくこととします。

このような背景の中、本市では、これまでのまちづくりを継承するとともに、まちづくり全体を総合的にデザインし、今後のまちづくり及び将来像を市民と共有するために、第2次甲州市総合計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

計画の性格と役割

本計画は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画として位置づけ、計画の役割は以下のとおりとします。

〈役割1〉

市民と行政が
未来を共有し、
協働で取り組む計画

〈役割2〉

まちの魅力と
ブランド力を高める
計画

〈役割3〉

行政の経営指針として
活用できる計画

〈役割4〉

国や県、広域行政及び
他の計画などとの連携が
確保される計画

計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

基本構想 平成30年～39(2027)年	本市が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の体系などを示すものです。
基本計画 前期:平成30年～34(2022)年 後期:平成35年～39(2027)年	基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたものです。
実施計画 3か年のローリング方式	基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

基本構想

●まちづくりの基本視点

まちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

- 視点1 甲州市ブランドを創造し、誇りうるまちづくりの視点
- 視点2 だれもが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくりの視点
- 視点3 市民との協働による、自立したまちづくりの視点

●甲州市の将来像

本市は、豊かな自然に包まれ、果樹園風景が広がり、果樹を中心とした農業が展開されています。さらに数多くの歴史資産と地域文化を有しています。こうした本市の特性を活かすため、基本視点である「甲州市ブランドを創造し、誇りうるまちづくり」、「だれもが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくり」、「市民との協働による、自立したまちづくり」を踏まえ、本市の魅力が輝き、多くの人を訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたくなるまちの実現を目指し、将来像を以下のとおり定めます。

豊かな自然歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち甲州市

●将来人口の想定

国勢調査の人口推移をみると、本市の人口は、減少傾向で推移しています。

平成17～27年の実績に基づくコーホート法による将来人口の推計では、減少傾向が続き、平成42(2030)年には、24,403人まで減少すると予測されます。そこで、計画の目標年次である平成39(2027)年の設定人口を約26,000人とします。

(単位:人、%、世帯、人/世帯)

平成39(2027)年の人口を約26,000人に想定

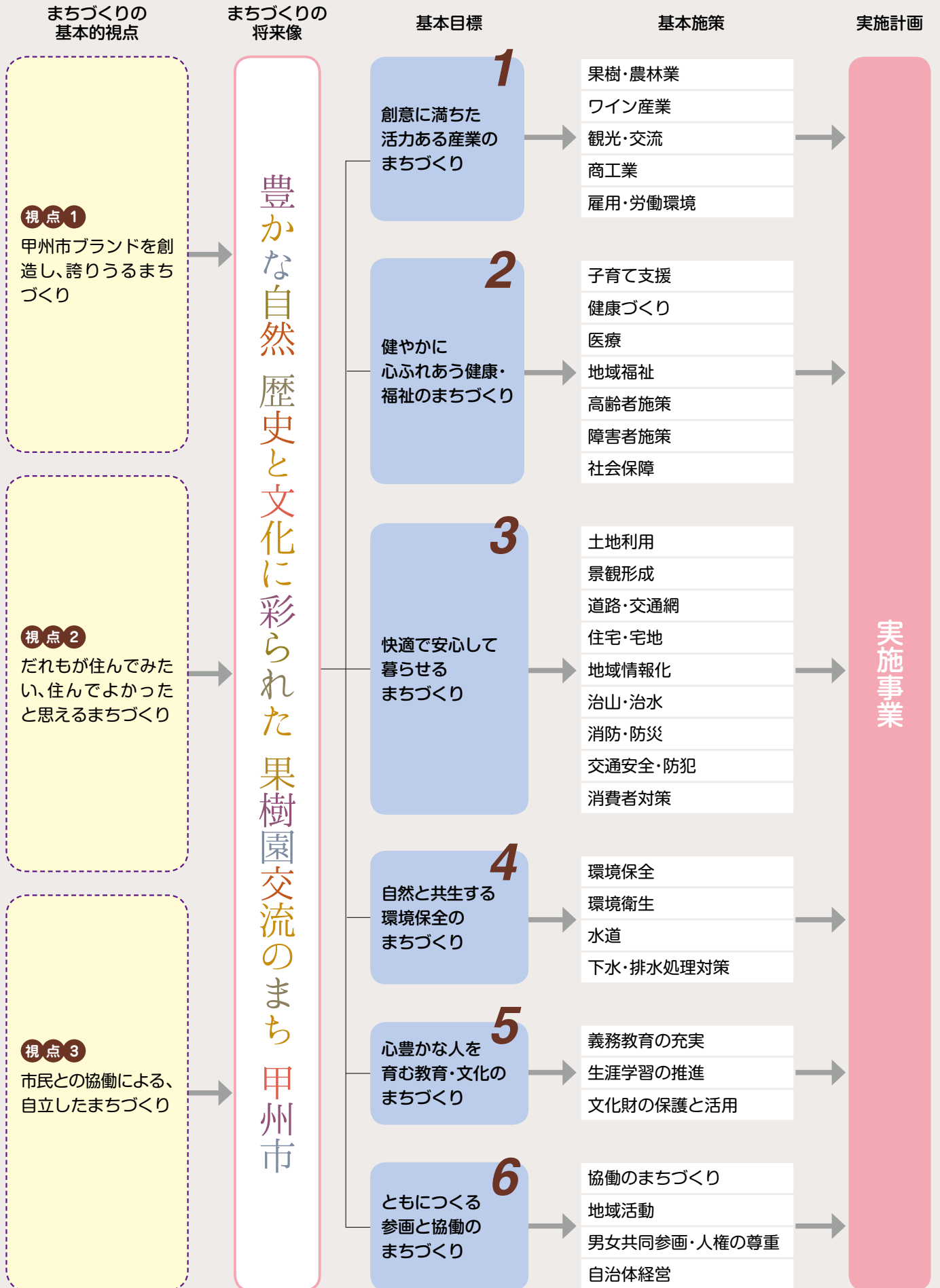
	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年
総人口	35,922	33,927	31,671	29,316	26,861	24,403

※人口はコーホート法、世帯はトレンド法で推計。(平成17～27年が実績値、平成32(2020)～42(2030)年が推計値)

●土地利用の基本方針

- ①豊かさや暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めます。
- ②豊かな自然、歴史、文化、美しい果樹風景などの本市の魅力を守るための土地利用のルールづくりを進めていきます。
- ③資源との共生に留意した開発を基本とします。
- ④安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくりを進めます。
- ⑤地域の元気を生み出す産業の振興を図り、産業を通じた交流を育みます。
- ⑥地域特性に配慮して一人ひとりが本市の良さを引き出し、愛着と誇りの持てる取り組みを進めます。

総合計画の構成



基本計画

基本目標 1 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

観光・交流を軸として農林業、商工業、地場産業の連携と豊かな自然や地域資源を最大限に活用し、地域産業の活性化に向けた「創意に満ちた活力ある産業のまちづくり」を進めます。

基本施策	主要施策
果樹・農林業	① 農業経営基盤の整備と担い手育成
	② 農業生産基盤の整備の推進
	③ 農産物のブランド化の推進
	④ 鳥獣害対策の推進
	⑤ 林業生産基盤の整備の推進
ワイン産業	① ワイン品質の向上とブランド化の推進
	② ワイン普及の推進
観光・交流	① 観光資源のブランド力向上と整備
	② 受入体制の整備の推進
	③ 情報発信と人的ネットワークの構築の推進
商工業	① 商業活動の推進
	② 商工業の経営基盤の強化
	③ 企業立地の推進
雇用・労働環境	① 雇用の促進
	② 労働環境の整備の推進

基本目標 2 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢化が急速に進行する中、すべての市民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできる「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」を進めます。

基本施策	主要施策
子育て支援	① 保育サービスの充実
	② 地域における子育て支援の充実
	③ 母子保健の充実
	④ 子育て家庭への経済的支援
健康づくり	① 健康づくり対策の推進
	② 食育の推進
	③ 疾病予防対策の推進
医療	① 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進
	② 救急医療・災害時医療体制の充実
地域福祉	① 地域福祉の計画的な推進
	② 関係団体等の支援
高齢者施策	① 介護保険サービスの充実
	② 地域包括ケアシステムの構築
障害者施策	① 相談支援体制の充実
	② 障害者福祉サービスの充実
	③ 働く場所の確保
社会保障	① 国民健康保険の充実
	② 国民年金制度の啓発
	③ 生活困窮者の支援

基本目標 3 快適で安心して暮らせるまちづくり

定住・交流の促進と本市の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った「快適で安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

基本施策	主要施策
土地利用	① 地域特性と調和に配慮した土地利用
	② 土地情報の有効利用と活用
	③ 市街地整備の推進
景観形成	① 良好な景観形成の促進
	② 景観意識の高揚
	③ 自然景観の保全
	④ 市街地の都市景観の創出
道路・交通網	① 道路整備の促進
	② 公共交通機関の利便性向上
住宅・宅地	① 公営住宅の整備
	② 定住対策の促進
地域情報化	① 電子自治体の構築
	② 情報セキュリティ対策の推進
治山・治水	① 土砂災害防止施設の整備
	② 河川水路の整備
消防・防災	① 総合的な防災体制の充実
	② 消防体制の充実
交通安全・防犯	① 交通安全意識の高揚
	② 交通安全施設の整備
	③ 地域安全活動の促進
	④ 防犯体制の充実
消費者対策	① 消費者保護対策の充実

基本目標 4 自然と共生する環境保全のまちづくり

豊かな自然を守り育てるとともに、市民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する「自然と共生する環境保全のまちづくり」を進めます。

基本施策	主要施策
環境保全	① 地球環境保全の推進
	② 新エネルギー導入の推進
	③ 公害防止対策の推進
	④ 自然環境保全・環境美化運動の推進
環境衛生	① ごみ収集・処理体制の充実
	② ごみ減量化・3R運動の促進
	③ し尿収集・処理体制の充実
	④ 斎場の充実
水道	① 水道施設の整備
	② 水道事業の健全運営
下水・排水処理対策	① 下水道施設の整備
	② 啓発活動の推進

基本目標 5 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、本市らしい文化の創造に向け「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。

基本施策	主要施策
義務教育の充実	① 自立して生き抜く力を培う教育の推進
	② 物事に興味・関心を持ち、考え抜き、やる気を育む確かな学力の育成
	③ 自他への思いやりや情操を育む豊かな心の育成
	④ たくましく生きるための基盤となる健やかな体の育成
	⑤ 児童・生徒を見守り育む、地域の教育力向上への取り組みの推進
生涯学習の推進	① だれもが学び続けることのできる環境づくりの推進
	② 仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの推進
	③ 本に親しみ豊かな心を育む生涯読書の推進
文化財の保護と活用	① 次世代への郷土伝統と文化財の継承

基本目標 6 ともにつくる参画と協働のまちづくり

市民と行政が協働した魅力ある地域づくりとともに地方分権に対応した自立した自治体経営の確立に向けて「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を進めます。

基本施策	主要施策
協働のまちづくり	① 市民協働体制の整備
	② 各種相談窓口の充実
	③ 国内外との交流活動の活性化
地域活動	① コミュニティ活動の活性化
男女共同参画・人権の尊重	① 男女共同参画への意識改革の推進
	② 女性の社会活動参画の支援
	③ 労働・雇用における男女共同参画の推進
	④ 人権尊重意識の高揚
自治体経営	① 広聴広報の充実・情報公開の推進
	② 行財政改革の推進
	③ 健全な財政基盤の確保
	④ 効果的・効率的な財政運営の推進
	⑤ 広域行政の推進
	⑥ 公共施設の管理



甲州市まちづくりプラン

(第2次甲州市総合計画)

【概要版】

発行日 平成30年3月

発行 山梨県 甲州市 編集 政策秘書課
〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地 1
TEL : 0553-32-2111 (代表)
URL : <http://www.city.koshu.yamanashi.jp>